虎列刺豫防の義捐金募集

去る六月末虎列刺病毒長崎市街に發して忽ち全縣下に蔓延し遂に九州の各縣に廣がり今は中國筋の一二縣に及び此程に至ては東京市街に侵入せんとするの勢あり既に該病に罹りて倒れたる者さへあり若し長崎市街の例を東京府下に再演する事もあらば其慘狀測られざるものあらん素より病毒の豫防に就ては當局者に於て夫れ〳〵方法を設け用意既に整ひたりと雖も斯る病毒蔓延の勢ある今日に當り市民は當局者の爲す所に一任して心を安んず可きに非ず況んや病毒一たび貧民の間に蔓延せば治療の費に窮して其慘狀見るに忍びざるべし隨て病毒傳染の勢を助け府民の禍一方ならざれば本社は此際廣く世間の慈善家諸君に義金を募り大日本私立衛生會に托して府下貧困者施療豫防の費に供せんとす世の慈善者諸君左の諸項に從ひ多少に拘はらず義金を投ぜられんことを乞ふ　時事新報社

一義捐金は一口十錢以上とす
一義捐金は東京市京橋區南鍋町二丁目十二番地時事新報社に送付せらるべし
一時事新報社に於て義捐金を受取りたる時は日々正午時までに達したる分を取纏め義捐者の姓名並に義捐金額を翌日の新報に掲載し之を以て金員受取の證とす
一時事新報社に集りたる義捐金は相應の高に達し次第隨時大日本私立衛生會に送付し同會に托して府下貧民のコレラ豫防施療の費に供し義金消費の方法は後日新報紙上に公告すべし

時事新報

大坂米商會所

大坂よりの來報に據れば本月十二日同府警察本部の警部は巡査を隨へて堂島米商會所に出張し買方の仲買人を帳簿持參にて呼出して警部の面前に於て一々之を檢査し買方注文筋の名前等も取調べたるよし是れより先き會所の支配人角田某が大坂府農商課に出頭せしとき府吏の口達に現時定期米の買方は何程買ひ居るや至急その石數を取調べ差出す可しとのみとよて口達に從ひ其翌日取調書を示したる間もなく十一日には警察本部より頭取を呼び出し角田某が代理として出頭せしに本部吏人の云ふやう近來米價騰貴して貧民の難澁する折柄、米の買占めなど致しては商人には利ある可きも數多の者共の迷惑とあるゆゑ當分の内は仲買人に於ても買注文は成る可く控目にす可し即ち社會に對する義務あらん敢て商業上に干渉するにはあらざれども注意までに申置くなどの說諭にて角田氏は會所に引取り兼て買方に廻り居る仲買人を呼出して右說諭の次第を通達し當分買注文は成る可く斷り又ふれまで取組し分も解合ふみとの出來る丈け解合ふやうにと懇願したるよし然るに其翌十二日前條の如く警察吏は直に米商會所に出張したる次第なりと云ふ

右の報道にして果して信實あらんには我邦は我商業社會の爲めに嘉歎せざるを得ず抑も大坂府と大坂の警察本部は米價の騰貴を調て二三商人の買占めに原因するものなりと認めたるか都て物價の昇降は其品物の需要供給如何に由るとの道理は經濟學の本則に於て爭ふ可らざるのみならず今日の事實に於て明に見る可し火事の燒止む時は材木の相場を高くし大雨の時節には魚類の價を騰貴する等一切萬物需要の市に上るものなれば兵糧米屬なると雖ども今日の米穀も唯その需要供給の本則に從て價を上下し時と隨て賣氣と買氣とを生ずる其趣は恰も天然にして人力の如何ともす可らざる所あり況んや二三商人が之を買占るなどの戲に於てや米商に如何ある實力あればとて此洪大なる商賣品を買占めんとは企てゝ及ばざるみとなり品物は違へども先年銀貨相場の顯りに騰貴したるとき政府にては是非とも之を賣下げんとして日々横濱の市場に正貨を持出し暫時の間に六百萬圓の巨額を賣煽りたれども相場は依然として動かず政府も之に閉口して空しく手を引きたる其後銀貨騰貴の原因たる紙幣の減縮に着手したれば命令もなく說諭もあくまでも相場は自然に平に復したり無謀と稱する政府の力を以てするも自然の相場に勝つみと能はざるは此一例を見ても知る可し然るに今見る影もなき米商人等が內外の米を一手に買占めて巨利を網せんとか商賣世界の事實にあるまじきみとにして其實は此輩が米を買ふたるが故に價の騰貴したるに非ずして米價の風潮將さに昇らんとするの勢あるが故に此輩をして米を買はしめたるみとあらんのみ今一歩を讓り米商人が商略を定め價の將さに昇らんとするを先見して石數を買込み之が爲めに一時一地方の米價を騰貴せしめたることありとせんか此場合に於ても其騰貴を防ぐの法は唯天下米市の大勢に任するのみにして苟も政府の勢力を以て干渉す可き事柄にあらず若しも此種の干渉にして妨なしと云はゞ大火の後は材木の騰貴暴風雨の後に大工屋根屋の手間の昇るを見て政府より制限を定む可きや德川時代には隨分珍らしからぬ奇談なれども今日に於ては經濟法律の初歩を學びたる少年にても其非を知らざる者はなかる可し加之商賣上の方略は虛々實々にして素人の測り知る可き所にあらず時としては大に買ふの勢を示し其虛に乘じて價は賣拔け揚げんとするなどの活法もあらんなれば斯る場合には一時自然におき相場を聲言するみともある可しと雖も賣方に計略あれば買方にも亦計略あり內實は買はんとして大に賣聲を發するみとある可し其趣は金を借用せんとする者が態と窮を訴へずして借金の利子を安くせんとすれば貸方は遊金なしと稱して高利を取らんとす或は帳面上に買占め人と思ひるに異ならず商人普通の掛引にして毫も怪しむに足らず然るを今仲買人の帳面を調べて僅に數萬數千石の買持人を見出し時の相場の高きを此輩に歸せんとするが如き事甚だ簡單に過ぎて或は帳面上に買占め人と思ひし者が內實は賣方にして賣方と認めて氣をゆるしたる者が何ぞ料らん數日の後に買方に廻はるるなどの事情を無造作に帳面上に調べて其利害得失を說諭せんとするも商人をして感服せしむるに足らず又實際にも益なかる可しと我輩も共に感服せざる所なり　（以下次號）

官報

○大藏省令第十九號
明治廿年（三月）大藏省令第三號中「第十七條及第十八條」ノ九字ヲ削除ス
明治二十三年八月十九日　大藏大臣伯爵松方正義

大藏省令第十九號參照

大藏省令第三號（明治二十年三月八日）
海軍公債ノ利子ハ毎年五月一日ヨリ同二十五日マテ十一月一日ヨリ同二十五日マテ支拂ス明治十九年（十月）大藏省令第三十號整理公債取扱順序ニ據ル但第九條第十條第十一條第十三條第十七條及第十八條ハ此限ニアラス

○大藏省告示第三十七號
○十三年發行金札引換公債證書額面千二百圓　額面三百圓
○十四年發行同　額面千圓
○十六年發行同　額面千圓
○大分縣付金證公債證書額面四萬千八百七十圓
○七分利付同　額面七萬千四百八十圓
右ハ明治二十年（三月）大藏省告示第二十九號ニ據リ本年二月ヨリ同七月迄ニ日本銀行ニ於テ整理公債證書ト引換タリ

但整理公債證書額面ニ滿サル端數アルハ債權證書ヘ合寫シテ交換セシモノアルニ由ル
明治二十三年八月十九日　大藏大臣伯爵松方正義

○大藏省告示第三十八號
一二十年發行整理公債證書額面七萬千五百圓
內
二百三十圓
七萬千二百七十圓
一二十一年發行整理公債證書額面六萬四千三百圓
內
五十五圓
六萬四千二百四十五圓
一二十二年發行整理公債證書額面千五百八十九萬五千百五十圓
內
六萬六千八百六十五圓
千五百八十二萬八千二百八十五圓
一二十三年發行整理公債證書額面二十九萬千六百圓
內
四萬八千七百圓
二十四萬二千九百圓
右ハ本年二月ヨリ同七月マテ債主ノ請求セシモノニ對シ發行セリ
明治二十三年八月十九日　大藏大臣伯爵松方正義

大藏省告示第三十七號第三十八號參照

大藏省告示第二十九號（明治二十年三月十五日）
一七分利付金證公債ニ限リ整理公債ニ交換スルヲ得ヘキ旨客年十一月大藏省告示第百十一號ヲ以テ告示ニ及候處自今六分以上利付各種公債共所有者ノ望ニ由リ其交換ヲ請フコトヲ得
一前項ノ交換ノ望ニ應スルモノハ其請求書ニ本證書ヲ添ヘ日本銀行支店又ハ代理店ヘ申込ムヘシ
但當證書ハ當省ヨリ新設書發行ノ月マテ新證書ハ其翌月ヨリ利子ヲ付スルモノトス

○警視廳告示第二十號
明治十五年（四月）告示第六號巡査派出請願規則中三箇月以內ニ係ル人員ノ都合ニ依リ當分ノ內許可セス
明治二十三年八月十九日　警視廳監子爵田中光顯

○法律第六十二號（昨日の續き）

裁判所位置及管轄區域表

控訴院	地方裁判所	區裁判所	管轄
東京控訴院	東京	麻布區	麻布區ノ內
		赤坂區	赤坂區ノ內
		四谷區	四谷區ノ內
		牛込區	牛込區ノ內
		小石川區	小石川區ノ內
		本郷區	本郷區ノ內
		下谷區	下谷區ノ內
		淺草區	淺草區ノ內
		本所區	本所區ノ內
		深川區	深川區ノ內
		品川	品川
		大森	大森
		目黑	目黑
		蒲田	蒲田
		世田谷	世田谷
		荏原	荏原
		玉川	玉川
		多摩川	多摩川
		八王子	八王子
		立川	立川
		青梅	青梅
		五日市	五日市
		八丈島	八丈島
		小笠原島	小笠原島
		浦和	浦和
		大宮	大宮
		岩槻	岩槻
		川越	川越
		川口	川口
		熊谷	熊谷
		忍	忍
		秩父	秩父
		本庄	本庄
		高崎	高崎
		前橋	前橋
		桐生	桐生
		伊勢崎	伊勢崎
		太田	太田
		館林	館林
		沼田	沼田
		吾妻	吾妻
		藤岡	藤岡
		富岡	富岡
		安中	安中